

(別添)

秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱の改正について

1 改正理由

- (1) 建設コンサルタント業務等に係る担い手の中長期的な育成及び確保の観点から、低入札を防止するため、適用対象業務を改正する。
- (2) その他、所要の改正。

2 改正概要

- (1) 適用対象業務を「委託対応額が300万円以上」から「WTO協定対象業務又は総合評価落札方式適用対象業務」に改める。
- (2) 適用積算基準書名称等の整理。

3 適用期日

平成29年12月1日以降、入札公告等を行う業務の契約について適用する。